平成２３年（フ）第２号
愛知県豊橋市野依町字北22番地の３
債務者　豊田　正代
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第８１２７号
大阪市城東区諏訪１丁目１番16号
債務者　野村　徳芳
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５９２号
大阪府東大阪市島之内２丁目９番21号
債務者　冨田　惠子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６８５号
大阪府守口市東郷通２丁目７番19号
債務者　川並　　心
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０５１号
大阪市東淀川区豊新４丁目18番20号
債務者　清友　照由
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０６４号
大阪府八尾市青山町２―11―20　ルネ青山503、住民票上の住所大阪府東大阪市長田中１丁目４番35―806号　ステーションコート806号
債務者　由井きよ子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４０６号
大阪府八尾市楠根町２丁目19番地の１　レオパレスロン109号
債務者　齋藤　智昭
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４３０号
大阪府東大阪市大蓮東２丁目21番５号
債務者　津田　　馨
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５４６号
大阪市淀川区新高４丁目６番11号ラ・パティオ204号
債務者　田代　英男
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５８２号
大阪市港区市岡元町２丁目14番５号　岸本ハイツ302号
債務者　指原　義憲
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６０５号
大阪市北区大淀中５丁目１番１―706号
債務者　松山正こと松山忠こと中田良二こと
裵　　奉春
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６１１号
大阪市西淀川区姫島６丁目９番３号　ハイネスヴェルデ姫島402号室
債務者　渡辺　　聡
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６６４号
大阪府東大阪市森河内西１丁目17番３号　交楽荘ほ号
債務者　榎倉　雅樹
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６８７号
大阪市生野区鶴橋２丁目12番７号
債務者　金盛　聖龍
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６９２号
大阪市西淀川区出来島１丁目１番２―609号
債務者　ＦＩＮＥ　ＳＹＳＴＥＭ　ＰＲＯＤＵＣＥこと　平田　晴久
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７２８号
大阪府吹田市豊津町19―８　マンション南向201号、住民票上の住所奈良県奈良市中町5063番地の28
債務者　谷口　健一
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１２１号
大阪府寝屋川市高柳５丁目50番３号
債務者　米本　敏子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部